平成２７年（フ）第１２号
千葉県いすみ市能実911番地
債務者　**拭**田　敏文
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
富山県射水市戸破1277番地２　ラ・デファンス103
債務者　三浦　昭吾
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第６３号
長野市大字小島342番地２
債務者　山田由利子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
滋賀県守山市伊勢町433　ロイヤル伊勢210、住民票上の住所京都市伏見区深草石橋町４番地２
債務者　桐山　茂大
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
大津市大江２丁目12番30―205号
債務者　石津　英和
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４２号
滋賀県野洲市小篠原892番地１　ヴェルベット・ガーデンＢ102号
債務者　大橋　　真
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
兵庫県揖保郡太子町鵤1029番地１　アルメールＭ208号室、申立時の住所兵庫県姫路市南畝町２丁目66番地
債務者　山本　裕己
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６４号
兵庫県赤穂市中広1435番地７
債務者　濱田　晴美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市辻井７丁目７番１号　八丈グランドハイツ202号
債務者　長谷川朋子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３１号
奈良市南京終町７―533　カリーノＡ202、住民票上の住所宮崎県都城市鷹尾３丁目26街区21号
債務者　山﨑　一志
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９２号
広島市安佐北区落合南１丁目10番９―902号
債務者　長尾志寿子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９６号
広島市東区戸坂桜西町３番21―205号
債務者　森　　健治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７号
福岡県久留米市上津１丁目29番23号　カレッヂコーポ若林208号
債務者　井上　辰宏
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬大字名瀬勝1643番地
債務者　山元ユキ子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野519番地３、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3501番地１
債務者　齊藤　春利
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1632番地３、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷４丁目158番地セジュールシャルマンＡ棟101号
債務者　福山架奈子（旧姓陣之内）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係